

景観法及び喜多方市景観条例に基づく届出事前指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行令（平成16年政令第398号。以下「政令」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）、喜多方市景観条例（平成21年喜多方市条例第33号。以下「条例」という。）及び喜多方市景観条例施行規則（平成22年喜多方市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、喜多方市景観計画（以下「景観計画」という。）区域における法第16条第1項の規定による届出（当該行為の届出をした後にその行為の内容を変更することにより本協議の対象行為となる場合にあっては、同条第2項の規定による届出。以下「届出」という。）に先立つ事前指導について必要な事項を定めることにより、基本設計等の早い段階で適正な景観形成を誘導し、もって、優れた景観の保全及び創造を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事前協議 景観形成に及ぼす影響に関する届出に先立つ協議をいう。
- (2) 行為者 行為をしようとしている者をいう。
- (3) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

(事前協議)

第3条 景観計画区域内において、法及び条例に規定する届出対象行為をしようとする行為者は、法第16条第1項又は第2項に規定する届出をする30日前までに、市長に事前協議をするものとする。

- 2 市長は、前項の規定による協議があった場合において、当該協議をした行為者に対し、第9条に規定する実施要領で定めるところにより、当該協議に係る行為が景観形成に及ぼす影響に関する調査を行うことを求めることができる。

(適用除外)

第4条 前条の規定は、次の各号に掲げる行為には適用しない。

- (1) 法第16条第5項に掲げる国の機関又は地方公共団体が行う行為
- (2) 法第16条第7項に掲げる行為
- (3) 条例第9条に掲げる行為

(提出方法)

第5条 事前協議をしようとする行為者は、景観計画区域内における行為の事前協議書（様式第1号）に次に掲げる図書を添付して、市長へ提出し、協議するものとする。

- (1) 省令第1条第2項第1号及び同第3号並びに条例第6条第3項各号に規定する図書

ただし、行為の設計又は施行方法が完全に確定していない場合にあっては、以上の図書に準じた建築計画若しくは、建築物又は工作物の概要を記載した図書

(2) 第3条第2項に規定する景観影響調査の結果を記載した図書（景観法及び喜多方市景観条例事務処理要領に規定する様式14号）

(3) 第3条の規定に基づく協議に関する業務及びこれに付随する業務を委任する場合は委任状（参考様式参照）

（指導基準）

第6条 市長は、事前協議のあった行為に係る景観計画で規定する景観形成基準に照らし、必要な指導、助言等を行う。

（景観審議会）

第7条 市長は、前条に規定する指導、助言等をしようとする場合は、必要に応じて景観審議会を開催し意見を徴収する。

（結果の通知）

第8条 前条の規定に基づく市長の指導、助言等は、行為者に文書（様式第2号又は様式第3号）により通知するものとする。

（実施要領）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。